

1 業務名

奈良市幼児健康診査（1歳7か月児・3歳6か月児）における保健師業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

奈良市中央保健センター及び母子保健課

（奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所・教育総合センター）

4 業務内容等

幼児健康診査（集団健診）における保健師業務のうち、問診及び結果説明、育児指導、保健指導業務を行うものとする。

本業務の実施にあたっては、「奈良市乳幼児健康診査マニュアル（以下「マニュアル」という。）」および本業務委託契約書の規定を遵守すること。

5 従事日時

（1）1歳7か月児健康診査

原則として木曜日 12時30分から16時30分まで（または12時45分から16時45分まで）年間概ね37回実施。

（2）3歳6か月児健康診査

原則として火曜日 12時30分から16時30分まで（又は12時45分から16時45分まで）年間概ね38回実施。

※詳細な日程については、委託者が別途提示する「健康診査日程表」による。

6 従事者（作業従事者）の要件

本業務に従事する保健師（各健診1回あたり10名）は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- * 保健師資格を有する者。特に自治体の乳幼児健康診査（集団健診）の実務経験がある者が望ましい。
- * 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者。
- * 奈良市における乳幼児健康診査の目的及び実施内容を理解し、適切に遂行できる能力を有する者。

* 本契約に基づき、事前に「作業従事者」として発注者に届け出た者であること。

7 業務の具体的内容

受注者は、マニュアルに基づき以下の業務を行う。

事前準備： 事前カンファレンス、会場設営及び使用物品等の準備

健診業務： 問診（児の発育・発達面及び保護者の養育状況等のスクリーニング）、健康
診査結果説明、育児相談、保健指導

事後業務： 事後カンファレンスへの参加、要支援ケースの引継

緊急時対応： 会場内での傷病者発生時等の緊急対応の補助

その他： 健診終了後、職務時間内に余剰時間がある場合の簡易的な事務作業

8 従事者管理体制

受託者は、本業務を適正に実施するため、以下の体制を整備すること。

業務主任者の選定： 受注者は、契約書第7条に定める「業務主任者」を1名定め、発注者に通知すること。業務主任者は、個人情報取扱特記事項に定める「作業責任者」を兼ねるものとし、現場リーダーとして、従事者への指導、発注者（市職員）との連絡調整を円滑に行うこと。

従事者報告： 2～3か月ごとに「事業従事者予定一覧（様式任意）」を提出すること。

従事者の変更： 従事者に変更が生じる場合は、契約に基づき、事前に「作業責任者等変更報告書（様式第2号）」を提出し、発注者の承認を得ること。

9 技術的サポート及び管理責任

受注者は、本業務の従事者に対して、必要な技術的サポート、専門的知識・技能に関する研修、および業務遂行上の適切な指導・管理を行うこと。

受注者は、発注者が開催する事業説明会に従事者を出席させること。

発注者は、受注者の管理体制について必要に応じて報告を求めることができる。また、業務遂行に不相当と認められる従事者がいる場合、発注者は受注者に対し当該従事者の変更を求めることができる。

10 報告及び検収

完了報告： 受注者は、毎月の業務終了後、契約書第11条に基づき「委託業務完了報告書」を提出すること。あわせて、発注者が指定する「従事者報告書」を提出し、検収を受けるものとする。

緊急報告： 業務中に問題が発生した場合、または緊急を要する事態が生じた場合は、直ちに市職員へ報告し、その指示に従うこと。

1 1 個人情報の保護及び守秘義務

受注者は、本業務を通じて知り得た乳幼児および保護者の個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の保護に関する法律および奈良市個人情報保護条例を遵守すること。

個人情報の取り扱いについては、本契約書第9条および別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を厳守すること。

受注者は、本業務に関して知り得た一切の秘密を、契約期間中および契約終了後においても、第三者に漏洩してはならない。従事者についても同様の義務を負わせ、必要な教育を行うこと。

1 2 再委託の禁止

本業務の再委託は原則として禁止する。ただし、業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。

1 3 その他

本仕様書に定めのない事項、または本業務の遂行にあたって疑義が生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。